

令和 6 年（1～12 月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	3 月	1	1	不明	アニサキス	不明
2	3 月	23	18	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
3	9 月	2	1	原因施設で提供された食事	アニサキス	飲食店

【参考】令和 5 年にさいたま市内で発生した食中毒

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	4 月	1	1	不明	アニサキス	不明
2	5 月	4	4	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
3	12 月	65	43	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
4	12 月	3	3	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
5	12 月	10	10	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・報道](#) > [記者への情報提供](#) > [記者への提供資料](#) >
[令和6年度](#) > [令和6年4月](#) > (令和6年4月11日発表) 食中毒事件の発生について

[← 一つ前に見ていたページに戻る](#)

更新日付：2024年4月14日 / ページ番号：C114205

(令和6年4月11日発表) 食中毒事件の発生について

このページを印刷する

1 事件発生の探知

令和6年4月1日(月曜日)及び4月2日(火曜日)に、当該飲食店を利用した2グループから市保健所に「3月28日(木曜日)に当該飲食店に注文した寿司等を食べたところ、3月29日(金曜日)から嘔吐、下痢等の症状が出た。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- ・ 喫食者数：2グループ23名（持ち帰り及び出前で喫食）
- ・ 患者数：18名（男性4人：30代から50代、女性14人：20代から60代）
- ・ 居住地：さいたま市12名、埼玉県6名
- ・ 喫食日時：令和6年3月28日(木曜日)13時30分頃から14時頃
- ・ 発症日時：令和6年3月29日(金曜日)13時30頃から3月30日(土曜日)20時頃
- ・ 主な症状：腹痛、下痢、嘔吐等
- ・ 病因物質：ノロウイルスGⅡ
- ・ 原因食品：令和6年3月28日(木曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
(料理のメニュー)
ちらし寿司、握り寿司、鉄火丼
- ・ 原因施設：飲食店（南区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- ・ 令和6年3月28日(木曜日)、当該施設で食事をした2グループ23名のうち、18名が令和6年3月29日(金曜日)13時30分から3月30日(土曜日)20時00分にかけて発症していることが確認されたこと。
- ・ 発症者全員の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。
- ・ 発症者13名からノロウイルスが検出されたこと。
- ・ 潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと。

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- ・ 処分年月日：令和6年4月11日(木曜日)
- ・ 営業停止：3日間（令和6年4月11日(木曜日)から4月13日(土曜日)まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：小澤、岡崎、徳江

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル



【参考】ノロウイルスによる食中毒について（PDF形式 61キロバイト）



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係

電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

➤ お問い合わせフォーム

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話：048-829-1111（代表）

※さいたまコールセンターにつながります。

開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

法人番号 2000020111007

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・報道](#) > [記者への情報提供](#) > [記者への提供資料](#) >
[令和6年度](#) > [令和6年10月](#) > (令和6年10月4日発表) 食中毒事件の発生について

[← 一つ前に見ていたページに戻る](#)

更新日付：2024年10月5日 / ページ番号：C117078

(令和6年10月4日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和6年10月2日(水曜日)、東京都からさいたま市に「令和6年9月30日(月曜日)にさいたま市内の飲食店を利用した都内在住者1名が、利用日当日に腹痛を呈し、翌日医療機関を受診したところ胃からアニサキスが摘出された」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- ・ 喫食者数：1グループ2名
- ・ 患者数：1名（女性：30代）
- ・ 居住地：東京都
- ・ 喫食日時：令和6年9月30日(月曜日) 13時30分頃
- ・ 発症日時：令和6年9月30日(月曜日) 20時頃
- ・ 主な症状：腹痛
- ・ 病因物質：アニサキス
- ・ 原因食品：令和6年9月30日(月曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
(喫食メニュー)
握り寿司（マトウダイ、アジ、サンマ、シメサバ、イワシ等）、あら汁等
- ・ 原因施設：飲食店（浦和区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- ・ 令和6年9月30日(月曜日)に当該施設で食事をした1グループ2名のうち1名が、同日20時頃発症していることが確認されたこと
- ・ 発症者1名のアニサキス食中毒潜伏期間における喫食状況を確認したところ、喫食した生鮮魚介類が当該施設で提供された調理品に限定されたこと
- ・ 発症者1名からアニサキスが検出されたこと
- ・ 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- ・ 処分年月日：令和6年10月4日(金曜日)
- ・ 営業停止：1日間（令和6年10月4日）
- ・ 営業停止範囲：生食用鮮魚介類（冷凍品を除く。）の調理、提供
(冷凍品とはマイナス20度以下で24時間以上の冷凍をしたものです)

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：小澤、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル



(参考) アニサキス食中毒 (PDF形式 88キロバイト)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係

電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

➤ お問い合わせフォーム

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話：048-829-1111（代表）

※さいたまコールセンターにつながります。

開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

法人番号 2000020111007